

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

(平成21年度後期)

平成22年3月

尼崎市監査委員

報告監第3号

平成22年3月25日

様

尼崎市監査委員 須賀 邦 郎

同 堀 智 子

同 宮 城 亜 輻

同 早 川 進

財務(定期)監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により財務(定期)監査及び行政監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の報告を提出します。

目 次

| | |
|-------------------|----|
| 会 計 管 理 室 | 1 |
| 協働推進局(定額給付金等推進室) | 2 |
| 環 境 市 民 局 | 3 |
| 健 康 福 祉 局 | 5 |
| 都 市 整 備 局 | 6 |
| 交 通 局 | 7 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 | 8 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 | 9 |
| 工 事 監 査 | 10 |
| 個 別 行 政 監 査 | 11 |
| 監 査 結 果 総 括 | 17 |
| 別表1 工事監査対象工事一覧 | 19 |
| 別表2 個別行政監査対象等一覧 | 20 |
| 別表3 清掃業務委託類似都市間比較 | 21 |

会 計 管 理 室

1 監査の期間

平成21年8月12日から平成22年2月23日まで

2 監査の対象

今回の監査は、会計管理室の所管する平成20年度下半期及び平成21年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、適正かつ効率的に処理されていた。

なお、物品管理者(所属長)において、備品の管理等が適正にされていない事例が多数見受けられたことから、物品管理の調整を所管する会計管理室は、全庁的に十分な調整を図り、適正かつ効率的な物品管理事務を行うよう要請した。

協働推進局（定額給付金等推進室）

1 監査の期間

平成21年8月12日から平成22年2月23日まで

2 監査の対象

今回の監査は、協働企画課（定額給付金担当に限る。）の所管する平成20年度下半期及び平成21年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、工事関係事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

環 境 市 民 局

1 監査の期間

平成21年8月12日から平成22年2月23日まで

2 監査の対象

今回の監査は、総務課、市民サービス室（市民窓口企画担当、市民担当、阪急塚口サービスセンター、国保年金管理担当、国保年金担当、健康支援推進担当、後期高齢者医療制度担当）、ちかまつ・文化・まち情報課、女性・消費生活課の所管する平成20年度下半期及び平成21年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち収入事務及び支出事務以外については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、収入事務及び支出事務において、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

(1) パソコン購入における不適切な事務処理について

パソコンの購入に関し、使用目的を変えて購入するとともに、仕様書による業者決定時の見積り合わせや納品されたパソコンの検収・確認が適正にされていなかった。

(総務課)

備品の購入に際しては、使用目的を正しく決裁するとともに、仕様書に基づく適正な事務処理に努めること。

(2) 収入事務が正しく履行されていなかったこと等について

証明書発行事務に関し、レジの記録と申請書の金額が一致していないものや現金出納日計簿・歳入歳出外現金整理簿の記載方法等が適正に行われていなかった。また、証明コーナーにおいて事務処理の取扱いが統一されていなかった。

(市民窓口企画担当)

手数料収入については、窓口で現金を取り扱う事務であり、事故防止の観点からも統一した手続を定め、慎重かつ適正に行うこと。

(3) 補助金の交付額が過少となっていたことについて

兵庫県後期高齢者医療制度特別対策補助金に係る申請において、補助金の積算を十分精査せず当初の申請額を修正したため、補助金交付額が過少となった。

(後期高齢者医療制度担当)

補助金の交付申請に際しては、積算には十分留意し、適正に事務処理を行うこと。

健康福祉局

1 監査の期間

平成21年8月12日から平成22年2月23日まで

2 監査の対象

今回の監査は、総務課、法人指導課、福祉課、障害福祉課、高齢介護課、介護保険事業担当、福祉医療課、福祉事務所（保護管理担当、生活支援相談担当、保護第1担当、保護第2担当）の所管する平成20年度下半期及び平成21年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務、工事関係事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち支出事務以外については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、支出事務において、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

補助金の精算事務に誤りがあったことについて

尼崎市知的障害者自立生活訓練事業補助金及び尼崎市障害者小規模作業所運営費等補助金に関し、補助事業者等から提出された補助金精算書等のチェックが適正にされておらず、補助金の支出額や戻入額が過大となっているものがあった。

(障害福祉課)

補助金の精算事務については、補助基準等に照らし、申請者から提出された書類に誤りがないか十分にチェックするなど、適正な事務処理を行うこと。

都 市 整 備 局

1 監査の期間

平成21年8月12日から平成22年2月23日まで

2 監査の対象

今回の監査は、総務課、道路課、道路整備担当、道路維持担当、交通安全課、河港課、公園課、用地課、農政課、市街地整備室（市街地整備担当、再開発調整担当、戸ノ内開発事務所、緑遊新都心地区担当、臨海・21世紀の森担当、臨海事業担当）の所管する平成20年度下半期及び平成21年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務、工事関係事務、基金等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち財産管理等事務、基金等については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、収入事務、支出事務、契約事務及び工事関係事務において、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

基本的な事務処理が適正に行われていなかったことについて

収入・支出事務、契約事務及び工事関係事務に係る事務処理において、決裁の押印漏れのほか、提出書類の受理処理漏れ、許可申請書類等の必要事項の記載漏れなど、基本的な事務処理が多数の課において適正に行われていなかった。

(総務課)

基本となる事務処理は、明確な責任の下に業務を確実に執行し、問題点を早期に発見・処理するためにも適正に行うこと。

なお、公園内の詰所・自動販売機設置等に係る実費弁償金については、統一した取扱いとなっていないため、適正な実費弁償金の徴収について検討するよう要請した。

交 通 局

1 監査の期間

平成21年8月12日から平成22年2月23日まで

2 監査の対象

今回の監査は、総務課、職員課、経営企画課、運輸課の所管する平成20年度下半期及び平成21年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、監査対象事務のうち財産管理等事務以外については、おおむね適正かつ効率的に処理されていたが、財産管理等事務において、次のような事例があったので、速やかに所要の措置を講じられたい。

財務(定期)監査

市バスグッズの在庫管理が適正にされていなかったことについて

市バス事業のPRのために製作した市バスグッズについて、無償配付した数量を把握していないため、グッズ全体の在庫管理が適正にされていなかった。

(総務課)

市バスグッズは複数年にわたり、販売・配付するものであり、局の財産でもあることから、在庫管理については適正に行うこと。

教育委員会事務局

1 監査の期間

平成21年8月12日から平成22年2月23日まで

2 監査の対象

今回の監査は、高校教育担当、学校教育室（学務担当、学校教育担当、教育相談担当、学校保健担当、教育総合センター）の所管する平成20年度下半期及び平成21年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等事務、工事関係事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、おおむね適正かつ効率的に処理されていた。

農業委員会事務局

1 監査の期間

平成21年8月12日から平成22年2月23日まで

2 監査の対象

今回の監査は、農業委員会事務局の所管する平成20年度下半期及び平成21年度上半期に執行した事務事業を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の財務(定期)監査は、収入事務、支出事務等財務に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたかを監査した。また、行政監査は、事務事業の執行が効率的に行われていたかを監査した。

その結果、いずれの事務についても、適正かつ効率的に処理されていた。

工 事 監 査

1 監査の期間

平成21年8月12日から平成22年2月23日まで

2 監査の対象

今回の監査は、平成21年度財務(定期)監査の対象局室が執行した原則として1,000万円以上の工事の中から、都市整備局が所管する長洲線横断地下道改良工事、尼崎駅前1号線街路築造工事、尼崎駅前1号線舗装工事、明倫公園整備工事及び市道第210号線道路整備(その2)工事、健康福祉局が所管する弥生ヶ丘斎場火葬炉改修工事、水道局が所管する12号配水支管布設工事、神崎浄水場における集中監視制御設備更新工事、工水配水ポンプ更新工事、配水ポンプ廻り等整備工事及び園田系沈殿池防水ライニング更新工事を対象に実施した。

3 監査の結果

今回の工事監査は、対象工事について、設計図書等関係書類の調査により工事に関する事務の執行が関係法令に準拠し、的確に行われていたか、また、効率的に執行されていたかを監査するとともに、監査委員及び監査事務局職員による現場実査を行った。(詳細は、「別表1 工事監査対象工事一覧」のとおり。)

その結果、いずれの工事及び工事に関する事務についても、適正かつ効率的に処理されていた。

個別行政監査

1 監査のテーマ

「公共施設の維持管理に係る業務委託について」

(テーマの選定理由)

公共施設は、貴重な財産であり、その維持管理については、適正な事務処理の執行が求められる。そうした中、財務(定期)監査において、公共施設の維持管理に係る業務委託(以下「管理業務委託」という。)についての指摘事項が絶えないこと、本市の管理業務委託の多くが一定の仕様、積算に基づいたものではなく、前年度実績や業者見積りにより予算措置されていることから、契約金額の妥当性について検証するため「公共施設の維持管理に係る業務委託について」を平成21年度個別行政監査のテーマとした。

また、監査対象業務については、全庁的に事例の多い 冷暖房設備保守点検業務、消防用設備保守点検業務、昇降機設備保守点検業務、清掃業務、総合管理業務の委託とし、法令等の定めるところに従って適正に行われているか、国土交通省が定める「建築保全業務共通仕様書(平成20年版)(以下「共通仕様書」という。)」及び「建築保全業務積算基準(以下「積算基準」という。)」による契約金額等の比較分析により妥当性等を検証し、最少の経費で最大の効果を挙げているかどうかを主眼に監査を実施することとした。

< 建築保全業務共通仕様書 >

建築物及びその附帯施設に係る「定期点検等及び保守」、「運転・監視及び日常の点検・保守」、「清掃」、「執務環境測定」、「警備」について、項目ごとに仕様書に定めるべき業務内容を整理したもの。

< 建築保全業務積算基準 >

国家機関の建築物及びその附帯施設に係る建築保全業務を委託する場合において、当該業務費用の合理的な積算方法を整理したもの。

2 監査の期間

平成21年4月3日から平成22年2月23日まで

3 監査の対象

平成21年度の管理業務委託を中心に、冷暖房設備保守点検業務、消防用設備保守点検業務、昇降機設備保守点検業務、清掃業務及び総合管理業務の委託業務について全局室を対象に監査を実施した。

監査対象11局、延べ413施設、233契約(詳細は、「別表2 個別行政監査対象等一覧」のとおり。)

4 監査の結果

今回の個別行政監査において、管理業務委託の状況について書類調査及び担当職員の事情聴取等を行い、事務処理等の適法性及び比較分析により契約金額の妥当性等を監査した。

監査の結果、いずれの管理業務委託に係る事務処理等については、おおむね適正に執行されていたが、それぞれの管理業務委託における事例について、検討を積極的に行い、より適正かつ効果的な管理業務委託の実現に取り組みられるよう要請する。

(1) 冷暖房設備保守点検管理業務委託について

平成21年度の冷暖房設備保守点検業務は、11業者と41契約しており、契約金額の合計は38,896,832円となっている。

ア 仕様書について

- (ア) 仕様書で点検及び整備内容が明確に指示されていない事例や各施設間で保守点検の回数、フィルター清掃の回数等が異なっている事例があった。
- (イ) 業務用エアコンで、保守点検が行われていない事例や保守点検業務にフィルター清掃が含まれていない事例のほか、施設に設置の家庭用エアコンも含め、すべての空調機について保守点検業務委託を行っている事例があった。
- (ウ) 施設に業務用エアコンが追加設置された場合に、仕様書が更新されることなく点検対象になっていない事例があった。
- (エ) 競争入札を実施するためには、一部の仕様書の記載内容が十分でない事例があった。

仕様が不明確な状況や各施設間で異なるなどの状況は、冷暖房設備の保守点検における点検内容や点検回数についての基準がないことに起因しており、各施設の状況について再度点検し、保守点検の必要な設備について整理した上で、共通仕様書にある点検・整備項目を基に市として保守点検の基準を定める必要がある。

また、より公平・公正な競争入札を実施するためにも、統一的な仕様書の様式が必要である。

更に、各施設の職員に保守点検業務に関する十分な専門知識を求めることができない中、管理業務委託を適正に行うために、業務の履行確認として点検整備状況の写真等の提出を求めるなど履行確認のためのマニュアルを整備する必要がある。

イ 契約について

- ・ 冷暖房設備の保守点検業務とは別に運転管理業務の契約をしている場合で、二つの業務内容が明確に区分されていない事例があった。

冷暖房設備の保守点検業務と運転管理業務の内容を明確に区分することは難しく、運転管理業務が必要である場合は、コスト削減を図る意味からも一括契約とすることについての検討が必要である。

ウ 契約金額について

- ・ 仕様書から積算可能な24施設の契約金額と積算金額を比較分析したところ、契約金額は積算金額の11%から143%と異なっていたが、24施設のうち18施設は積算金額の50%未満であった。

< 契約金額と積算金額の比較 (契約金額 ÷ 積算金額) >

| 率 (%) | 10 以上 20 未満 | 20 以上 30 未満 | 30 以上 40 未満 | 40 以上 50 未満 | 50 以上 70 未満 | 70 以上 100 未満 | 100 以上 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|--------|
| 契約件数 | 5 | 6 | 6 | 1 | 2 | 2 | 2 |

契約金額と積算金額の乖離幅が広い要因として、仕様書の内容が十分に記載されていないことから点検内容に裁量の余地があることに加え、予算額が前年度実績や業者見積りに基づき決定されており、契約金額に応じた保守点検内容となっていることが考えられる。

しかしながら、各施設の状況に応じた点検・整備は良好な運転状況を長期に維持するために必要であり、仕様を明確にした上で、積算基準により必要な予算額を措置する必要がある。

(2) 消防用設備保守点検業務委託について

平成21年度の消防用設備保守点検業務は、11業者と60契約しており、契約金額の合計は21,068,779円となっている。

ア 仕様書について

- 消防用設備の保守点検業務の仕様は、消火器の型式・本数等詳細な設備に関する状況を記載する必要があるが、これが十分に記載されていない事例があった。

消防用設備の保守点検は消防法等で定められているが、仕様書に設備内容を詳細に記載することは、より公平・公正な競争入札を実施するためにも必要であり、統一的な仕様書の様式が必要である。

更に、各施設の職員に保守点検業務に関する十分な専門知識を求めることができない中、管理業務委託を適正に行うために、業務の履行確認として点検整備状況の写真等の提出を求めるなど履行確認のためのマニュアルを整備する必要がある。

イ 契約について

- 消防用設備の保守点検業務委託は、多くの契約が施設ごとの個別契約となっていた。

契約事務及び保守点検業務の効率性や経済性の観点からも、現在の施設ごとの個別契約について一括した契約の検討を加える必要がある。

ウ 契約金額について

- 仕様書から積算可能な35施設の契約金額と積算金額を比較分析したところ、契約金額は積算金額の20%以上30%未満が13件、30%以上40%未満が9件となっており、すべてが90%未満での契約となっていた。

< 契約金額と積算金額の比較 (契約金額 ÷ 積算金額) >

| 率 (%) | 20 以上 30 未満 | 30 以上 40 未満 | 40 以上 50 未満 | 50 以上 60 未満 | 60 以上 70 未満 | 70 以上 80 未満 | 80 以上 90 未満 |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 契約件数 | 13 | 9 | 4 | 3 | 4 | 1 | 1 |

消防用設備の保守点検業務委託については、保守点検内容が法令等で定められたものであるにもかかわらず、予算額は前年度実績又は業者見積りに基づき決定されていることから、多くが積算金額の40%未満での契約となっており、適正な保守点検業務が実施されているか懸念するところである。

施設ごとの状況に応じた点検・整備内容を明確にした上で、積算基準を基にした予算措置を行うとともに契約内容の履行確認を確実に実施する必要がある。

(3) 昇降機設備保守点検業務委託について

平成21年度の昇降機設備保守点検業務は、11業者と27契約しており、契約金額の合計は20,375,162円となっている。

なお、保守点検の契約方式の種別としては、「FM方式」及び「POG方式」等がある。

POG方式では機器の寿命・機能低下に対する工事は有償となり、FM方式と比べ保守料金は低額となるが、部品等の取替えや修理の際にはその都度、費用の負担が必要となる。

ア 仕様書について

(ア) 仕様書には、契約方式の種別 (FM方式、POG方式等) 運転方式等の内容が明確に記載されていない事例があった。

(イ) 契約書及び仕様書に、法定の定期検査について明記していない契約や、定期点検の実

- 施回数・内容及び修繕項目が施設により異なった契約となっている事例があった。
- (ウ) 定期点検の実施は、おおむね月1回以上実施することになっているが、3か月に1回や、偶数月と奇数月で点検内容を分けて契約している事例があった。
- (エ) 設備の更新により昇降機の機種が変更されたにもかかわらず、仕様書の内容が変更されていない事例があった。

保守点検契約に含まれる修繕、部品の取替え範囲について、明確に仕様を定めていない場合、本市が期待する業務が確実に実施されないといったことも懸念されるため、共通仕様書にある点検・整備項目を基に市として保守点検の基準を定める必要がある。

また、定期検査は、年1回以上の実施が定められており、定期点検についても、おおむね1月以内の点検等が求められている中で、確実に定期検査と定期点検を実施するためにも、仕様書等に検査の実施や点検回数について明記する必要があり、更に、より公平・公正な競争入札を実施するためにも、統一的な仕様書の様式が必要である。

加えて、各施設の職員に保守点検業務に関する十分な専門知識を求めることができない中、管理業務委託を適正に行うために、業務の履行確認として点検整備状況の写真等の提出を求めるなど履行確認のためのマニュアルを整備する必要がある。

イ 契約について

- ・ 同一課においてFM方式とPOG方式の契約がされている事例があった。

FM方式の契約を採用している施設においては、積算基準では、しゅん工後20年以内の場合に適用するとされており、今後、施設の老朽化が進むことからPOG方式への契約方法の変更を検討する必要が生じる。また、保守点検契約の方式については、経済性や機能、設置年数等を考慮し長期的な視点に立った的確な判断により、契約方式を選択することが必要となることから、契約方式について市として基準を定める必要がある。

ウ 契約金額について

- ・ 仕様書から積算可能な27契約の契約金額と積算金額を比較分析したところ、契約金額は積算金額の39%から106%となっており、50%未満の4契約についてはすべて点検専門業者との契約であり、その他は製造会社又は製造会社系列の業者で23契約となっていた。

< 契約金額と積算金額の比較 (契約金額 ÷ 積算金額) >

| 率 (%) | 30 以上 40 未満 | 40 以上 50 未満 | 50 以上 60 未満 | 60 以上 70 未満 | 70 以上 80 未満 | 80 以上 90 未満 | 90 以上 100 未満 | 100 以上 |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|--------|
| FM | | | 2 | 7 | | 1 | 3 | 1 |
| FM+RM | | | 1 | 1 | | | | |
| POG | 2 | 2 | | 1 | | 1 | 3 | |
| POG+RM | | | | | 1 | | 1 | |
| 合計 | 2 | 2 | 3 | 9 | 1 | 2 | 7 | 1 |

FM方式：定期的な点検に加え、機器の磨耗・劣化を予測し、昇降機を常に最良の状態に維持するために経年劣化した部品の取替えや修理の予防的な保全を併せて行う契約方式

POG方式：定期的な機器・装置の点検を行い、必要に応じて消耗部品の交換と調整・給油・清掃を行う契約方式

RM方式：走行速度や回数等を24時間遠隔監視し、診断するシステムを取り付け、安全性の向上を図る方式

昇降機設備保守点検業務については、施設ごとの状況に応じた点検・整備内容を明確にした上で、安全の確保と良好な運転状況を長期に維持するためにも、積算基準を基にした予算措置を行う必要がある。

(4) 清掃業務委託について

平成21年度の清掃業務は、9業者と98契約しており、契約金額の合計は630,879,896円となっている。

ア 仕様書について

(ア) 仕様書で、各施設、更には同一局の類似施設間において、事務所・共用部及び窓に区分した日常清掃・定期清掃の回数が異なっている事例があった。

(イ) 仕様書に建物の床面積や材質のほか、定期清掃の床洗浄で使用するワックスの指示等の日常清掃業務内容について記載のない事例があった。

仕様が不明確な状況や各施設間で異なるなどの状況は、清掃業務の仕様についての基準がないことに起因しており、各施設の状況について再度点検し、清掃業務の必要な内容を整理した上で、共通仕様書にある作業項目・作業内容を基に市として清掃業務内容の基準を定める必要がある。

また、より公平・公正な競争入札を実施するためにも、統一的な仕様書の様式が必要である。

イ 契約について

・ 清掃業務委託に加え、空気調和設備と電気設備の維持管理業務を総合的に委託している事例、空気調和設備とボイラーの運転管理の維持管理業務を含めて委託している事例、作業員への給茶業務を含めて委託している事例があった。

清掃業務委託に加え、その他の業務を含めて委託する場合、その必要性や合理性について再度検討する必要がある。

ウ 契約金額について

(ア) 監査対象施設のうち、仕様書から積算可能な55施設の契約金額と積算金額を比較分析したところ、契約金額が積算金額を下回っていた施設は6施設にとどまり、200%以上上回っていた施設が21施設あった。

< 契約金額と積算金額の比較 (契約金額 ÷ 積算金額) >

| 率 (%) | 70 以上 80 未満 | 80 以上 100 未満 | 100 以上 150 未満 | 150 以上 200 未満 | 200 以上 300 未満 | 300 以上 400 未満 | 400 以上 |
|-------|----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------|
| 契約件数 | 2 | 4 | 17 | 11 | 11 | 5 | 5 |

(イ) 類似施設でありながら契約金額に大きな差が生じている事例があった。

(ロ) 総務省が作成している平成21年度決算状況調(平成19年度決算)の「施設の管理費等の状況」のデータにより比較可能な本庁舎、公民館及び図書館の1㎡当たりの清掃業務委託金額を類似都市(7市)と単純比較したところ、本庁舎は2番目に高く、公民館、図書館は最も高額であった。(詳細は、「別表3 清掃業務委託類似都市間比較」のとおり。)

(ハ) 一部の施設において、各年度同様の仕様による入札であるにもかかわらず、新たな業者が入札に参加したことにより契約金額に大きな差が生じた事例があった。

契約金額と積算金額の乖離及び類似施設間での契約金額に乖離が生じている要因として、予算額が前年度実績や業者見積りに基づき決定されていることが考えられることから、各施設の状況に応じた清掃業務の仕様を明確にした上で、積算基準を基に予算額を決定する必要がある。

また、本市の清掃業務委託の契約金額は、類似施設間における予算額や契約金額に大きな差が生じており、類似都市との単純比較においても特に高額となっていることから現在の入札方法等について検討を加える必要がある。

(5) 総合管理業務委託について

平成21年度の総合管理業務委託は、3業者と7契約しており、契約金額の合計は197,002,470円となっている。

- ・ 総合管理業務の委託内容は、すべて清掃業務委託を含めておらず、業務内容も統一されていなかった。

委託業者は、施設や設備全般にわたり管理についてのノウハウを有していることから、清掃業務、設備管理業務、警備防災管理業務、環境衛生管理業務のそれぞれの設備管理が一元的になるなど、包括的な維持管理が可能と考えられる。また事務の簡素化にもつながり、コスト削減も期待できる。こうしたことから、市として総合管理業務への移行について検討を加える必要がある。

5 まとめ

(1) 監査の結果

本市の公共施設は、市の貴重な財産であることから、適正な維持管理が求められる。

そうした中で、今回の個別行政監査については、全庁的に事例の多い冷暖房設備、消防用設備及び昇降機設備に係る保守点検業務委託のほか、清掃業務委託及び総合管理業務委託について、法令等の定めるところにより適正に行われているか、更に、契約金額の妥当性等を検証するなど最少の経費で最大の効果を挙げているかといった視点で、監査を実施したところである。

監査の結果、各管理業務委託の状況及び課題については、それぞれに監査意見を付しているが、管理業務委託全体を通して、仕様については、類似施設間で異なっていること、仕様書については、業務内容等が十分に記載されていないこと、予算措置については、前年度実績や業者見積りに依存して計上していること等が明らかとなった。

(2) 要請事項

公共施設の維持管理業務を適正、かつ妥当な契約金額で行うためには、必要な業務を具体的に定めた仕様書と契約金額を検証するための積算手法の導入が求められる。

こうしたことから、市において、次の事項について検討を積極的に行い、より適正かつ効果的な管理業務委託の実現に取り組みられるよう要請する。

ア 仕様について

本市には、施設管理業務内容について基本となる仕様基準がないことから、施設ごとに仕様が定められ、この結果、類似施設間でも業務内容が異なっている。

共通仕様書を基本として、本市の実情に合わせた仕様を定めることが求められる。

イ 仕様書について

仕様書については、必要となる業務内容の記載が不十分なものや現状の設備と相違しているものがあつた。

より公平・公正な競争入札を実施するためにも、各管理業務委託において、統一的な仕様書の様式を定めるとともに、業務内容の履行確認を確実に実施するための方策が求められる。

ウ 積算について

本市では、施設の管理業務委託料を積算し予算額の妥当性を検証するという手法が用いられておらず、契約金額が積算金額から大きくかい離しているものがあつた。また、清掃業務について、類似都市と単純比較したところ、契約金額が高額な状況にあつた。

積算基準を基に、現在の契約金額の妥当性について検証し、予算措置を行うための方策について検討することが重要である。

平成 21 年度財務(定期)監査及び行政監査結果を総括して

平成 21 年度の財務(定期)監査及び行政監査の結果を総括して、特に、市全体の問題として、今後とも適正かつ効率的な事務の執行が行われるために必要と判断した事項は、次のとおりである。

1 共通的事務

共通的事務は事務処理の原理・原則に係るものであるが、近接地内出張において、通勤定期調整を行っていないもの、市バスに 3 回以上乗車しているにもかかわらず 1 日乗車券を利用していないもの、在勤地発着と在住地発着を比べて低廉な旅費を支給していない事例のほか、合理的な理由がない交通経路での旅費を支給した事例、資金前渡の処理を誤った事例、提出書類の必要事項の記載漏れや、収受処理をしていない事例など、基本的な事務がおろそかにされた多数の事例が見受けられた。

少数精鋭による組織体制の下において、基本的な事務処理については、明確な責任の下、効率的かつ的確な処理が求められる。

2 支出事務

支出事務については、補助金の精算手続がされていないものや、精算額を誤った事例、支出負担行為日前に発注・納品した事例、備品の購入目的が決裁と異なり、業者決定時の見積り合わせも適正でない事例が見受けられた。

支出事務に当たっては、適正かつ正確に行うことは当然のことながら、組織的なチェック体制の充実が求められる。

3 契約事務

契約事務は事務事業を執行する上での基本的な事項であるが、所管課契約において、複数業者から見積りを徴さず、随意契約をした事例、契約書に公印を押印していないものや、専用印を押印した事例、委託業務の履行確認が不十分なまま委託料を支出した事例など、多数見受けられた。

契約事務については、契約行為の重要性を認識し、関係法令を理解した上で、不祥事の未然防止を図る観点からも、厳格な事務の遂行が求められる。

4 財産管理等事務

財産管理等事務については、長期貸付金について、貸付期間終了後も何ら手続を経ず、貸付けを継続した事例、事業 PR のために製作したグッズについて、無償配付した数を管理していなかった事例、備品現在簿に整理した備品がなく、廃棄手続もしていない事

例など、物品管理の不備が多数見受けられた。

債権・物品は本市の貴重な財産であることを認識し、管理を徹底することが求められる。

5 公共施設の維持管理

本市の公共施設は、貴重な財産であり、その維持管理については、適正な事務処理の執行が求められる。しかしながら、本市には維持管理業務に係る基本となる仕様基準がなく、予算措置についても前年度実績や業者見積りに基づき決定されているため、予算金額の妥当性について検証されていないことから、類似施設間の委託業務内容、契約金額において大きな差異が生じている。

このため、国の共通仕様書及び積算基準を基に、本市の実情に合わせた仕様基準と、より公平・公正な競争入札を実施するための統一的な仕様書を定めるとともに、適正な積算による予算措置が必要である。加えて、業務内容の履行確認を確実にを行うための取組が求められる。

今回の財務（定期）監査及び行政監査において指摘した問題事例は、毎年のように指摘を繰り返しているところである。前例踏襲や事務の根拠となる関係法令等を確認、理解していないほか、管理監督者を中心とする組織のチェック体制が十分に機能しておらず、また、他部署の指摘事項を、対岸の火事のごとく自分の問題として捉えていないことが起因しているものと考えられる。問題事例をなくす上においては、全庁各課に配付した監査事例集を活用し確認するほか、職場研修の実施や事務処理のマニュアル化を徹底されたい。

加えて、知識と経験の豊富な団塊世代の職員が退職する中で、確実な事務・技術の伝承が行われるよう要請する。

別表1 工事監査対象工事一覧

| 番号 | 所管課 | 工事名称 | 工事場所 | 契約金額 | 工期 | 工事の概要 |
|----|-----------------------------|-------------------------|---------------------|--------------------------------------|---|--|
| 1 | 都市整備局 道路整備担当 | 長洲線横断地下道改良工事 | 長洲中通1丁目 から潮江1丁目 | 当初 46,669,350 円 変更 56,387,100 円 | 当初 平成20年7月7日～平成20年11月15日 変更 平成20年7月7日～平成20年11月28日 | 施工延長=65.0m 施工幅員=2.2m 階段改良工、付属施設工 |
| 2 | | 尼崎駅前1号線街路築造工事 | 久々知西町1丁目 から潮江5丁目 | 14,085,750 円 | 平成21年6月1日～平成21年8月29日 | 施工延長=114.0m 施工幅員=27.0m 撤去工、土工、構造物工 |
| 3 | | 尼崎駅前1号線舗装工事 | 同上 | 24,277,050 円 | 平成21年7月6日～平成21年10月3日 | 施工延長=114.0m 施工幅員=27.0m 舗装工、区画線工 |
| 4 | 都市整備局 公園課 | 明倫公園整備工事 | 蓬川町302-8 | 当初 32,550,000 円 変更 32,773,650 円 | 平成20年11月25日～平成21年3月20日 | 施設撤去工、敷地造成工、園路広場工、修景施設 工、遊戯施設工、電気施設工、給排水設備工 |
| 5 | 都市整備局 市街地調整室 戸ノ内開発事務所 | 市道第210号線 道路整備(その2)工事 | 戸ノ内町3丁目 から6丁目 | 当初 62,479,200 円 変更 63,011,550 円 | 当初 平成19年12月25日～平成20年3月31日 変更 平成19年12月25日～平成20年12月26日 | 施工延長=237.0m、施工面積=3,490.0㎡ |
| 6 | 健康福祉局 生活衛生課 | 弥生ヶ丘斎場 火葬炉改修工事 | 弥生ヶ丘町1-1 | 7,032,900 円 | 平成20年9月16日～平成20年11月29日 | 火葬炉耐火レンガ等改修 一式 |
| 7 | 水道局 工務課 | 12号配水支管布設工事 | 猪名寺2丁目 南清水他 | 当初 226,170,000 円 変更 243,650,400 円 | 当初 平成20年8月11日～平成21年11月5日 変更 平成20年8月11日～平成22年1月25日 | 施工延長=1,305.9m 施工面積=10,386.0㎡ |
| 8 | 水道局 神崎浄水場 | 集中監視制御設備更新工事 | 次屋4丁目6-1 | 627,900,000 円 | 平成19年7月23日～平成21年3月16日 | 監視制御装置2組、各設備用PDC/コトロ-59組、各設 備用遠方監視制御装置18組、設置撤去工、改造工 一式 |
| 9 | | 神崎浄水場工場水配水ポンプ 更新工事 | 同上 | 90,300,000 円 | 平成20年6月16日～平成21年1月5日 | 水中斜流ポンプ径300mm×3台、周辺配管及びバル ブ類、設置撤去工、盤改造工 一式 |
| 10 | 水道局 神崎浄水場 | 神崎浄水場配水ポンプ廻り等 整備工事 | 同上 | 18,664,800 円 | 平成20年9月16日～平成21年3月16日 | 径700mm電動バタ弁1台、径400mm手動仕切弁1台、 径400mm逆止弁1台、径300mm電動バタ弁1台設置撤 去工一式 |
| 11 | | 園田系沈殿池防水ライニング 更新工事 | 同上 | 135,767,100 円 | 平成21年7月28日～平成22年3月15日 | 尿素樹脂塗装による防水工事 一式 |

対象工事のうち5及び8～11については監査委員による現場実査を、その他の工事については監査事務局職員による現場実査を行った。

別表2 個別行政監査対象等一覧

| 局 | 業務委託 冷暖房設備 保守点検 | | 消防用設備 保守点検 | | 昇降機設備 保守点検 | | 清掃 | | 総合管理 | | 合計 | |
|----------|-----------------------|----|---------------|----|---------------|----|-----|----|------|----|-----|-----|
| | 施設 | 契約 | 施設 | 契約 | 施設 | 契約 | 施設 | 契約 | 施設 | 契約 | 施設 | 契約 |
| 総務局 | 1 | 1 | 3 | 2 | 3 | 2 | 5 | 5 | 1 | 1 | 13 | 11 |
| 協働推進局 | 20 | 20 | 21 | 20 | 6 | 6 | 28 | 26 | 1 | 1 | 76 | 73 |
| 環境市民局 | 5 | 3 | 5 | 3 | - | - | 6 | 6 | - | - | 16 | 12 |
| 健康福祉局 | 1 | 1 | 2 | 2 | - | - | 3 | 3 | 1 | 1 | 7 | 7 |
| こども青少年局 | 1 | 1 | 25 | 3 | - | - | 30 | 30 | - | - | 56 | 34 |
| 産業経済局 | - | - | 2 | 2 | - | - | 2 | 2 | 1 | 1 | 5 | 5 |
| 都市整備局 | - | - | 17 | 10 | 2 | 2 | 10 | 10 | - | - | 29 | 22 |
| 消防局 | 1 | 1 | 8 | 1 | 2 | 2 | 11 | 1 | 1 | 1 | 23 | 6 |
| 水道局 | 1 | 1 | 5 | 5 | - | - | 4 | 4 | - | - | 10 | 10 |
| 交通局 | 1 | 1 | 2 | 1 | - | - | 1 | 1 | - | - | 4 | 3 |
| 教育委員会事務局 | 34 | 12 | 98 | 11 | 15 | 15 | 25 | 10 | 2 | 2 | 174 | 50 |
| 合計 | 65 | 41 | 188 | 60 | 28 | 27 | 125 | 98 | 7 | 7 | 413 | 233 |

別表3 清掃業務委託類似都市間比較

| 県名 | 団体名 | 項目 | 本庁舎 | | 公民館 | | 図書館 |
|--|-----|--------------------------------------|-----|--------|-----|--------|--------|
| 兵庫県 | 尼崎市 | 委託料(千円) | | 61,087 | | 67,611 | 25,497 |
| | | 施設規模(m ²) | | 31,015 | | 16,228 | 7,206 |
| | | m ² 単価(円/m ²) | 2 | 1,970 | 1 | 4,166 | 1 |
| 千葉県 | A市 | 委託料(千円) | | 76,712 | | 80,701 | 23,882 |
| | | 施設規模(m ²) | | 39,162 | | 36,340 | 12,254 |
| | | m ² 単価(円/m ²) | 3 | 1,959 | 3 | 2,221 | 3 |
| 神奈川県 | B市 | 委託料(千円) | | 27,018 | | 500 | 9,744 |
| | | 施設規模(m ²) | | 37,714 | | 287 | 7,648 |
| | | m ² 単価(円/m ²) | 5 | 716 | 5 | 1,742 | 4 |
| 大阪府 | C市 | 委託料(千円) | | 54,625 | | 3,140 | 12,194 |
| | | 施設規模(m ²) | | 82,039 | | 1,489 | 3,628 |
| | | m ² 単価(円/m ²) | 6 | 666 | 4 | 2,109 | 2 |
| 兵庫県 | D市 | 委託料(千円) | | 60,539 | | 3,967 | 21,609 |
| | | 施設規模(m ²) | | 75,007 | | 20,943 | 25,351 |
| | | m ² 単価(円/m ²) | 4 | 807 | 8 | 189 | 7 |
| 兵庫県 | E市 | 委託料(千円) | | 94,997 | | 65,101 | 12,551 |
| | | 施設規模(m ²) | | 36,805 | | 23,771 | 10,533 |
| | | m ² 単価(円/m ²) | 1 | 2,581 | 2 | 2,739 | 5 |
| 岡山県 | F市 | 委託料(千円) | | 49,897 | | 22,002 | 11,502 |
| | | 施設規模(m ²) | | 80,653 | | 25,775 | 11,800 |
| | | m ² 単価(円/m ²) | 8 | 619 | 6 | 854 | 6 |
| 広島県 | G市 | 委託料(千円) | | 32,330 | | 12,380 | 10,623 |
| | | 施設規模(m ²) | | 48,833 | | 32,700 | 13,893 |
| | | m ² 単価(円/m ²) | 7 | 662 | 7 | 379 | 8 |
| 類似都市7市平均m ² 単価(円/m ²) | | | | 1,144 | | 1,462 | 1,481 |

備考1 総務省作成：平成21年度決算状況調(平成19年度決算)「施設の管理費等の状況」より
抜粋

2 施設規模は、清掃面積ではなく延床面積となっている。

3 類似都市は、中核市のうち、人口42万人以上58万人未満、第二次及び第三次産業の占める割合が95%以上、県庁所在地を除く都市を抽出している。